

地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用

Q&A

令和3年7月

	項目	質疑	回答	備考
1	全般	事前協議書は提出する必要があるのか。	事前協議書の提出がない場合、設計変更の対象となりません。	
2	全般	「地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更」の対象は、労働者輸送距離40km以上が対象となるのか。	「地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更」の対象としている共通仮設費(営繕費)及び現場管理費(労務管理費)については、通常の積算時にも計上されているため、受注者の費用負担が著しい範囲として、一定の距離要件を設定している。したがって、この要件を満たすものが設計変更の対象となる。	
3	全般	労働者には、現場代理人や監理(主任)技術者は含まれるのか。	元請者、あるいは下請者が恒常的な業務に従事させるために雇用している現場代理人や監理(主任)技術者も対象となる。	
4	全般	交通誘導警備員も対象となるか。	対象となる。	
5	借上費	下請業者が労働者宿舎として建物を借り上げた場合の借上費は対象となるか。	元請業者が直接建物の借上契約をしていなくても、下請業者が当該工事に必要な宿舎として借り上げたもので、書類等により確認できる場合は、対象とする。	
6	借上費	労働者宿舎として建物を借り上げたが、電気設備や排水設備、空調設備、建物の老朽化等により現状では使用できなかったため改修した。この建物の改修工事費を借上費としてよいか。	労働者宿舎に係る土地・建物の借りに要する費用のうち借上費及び宿泊費であるため、改修工事費を借上費とすることはできない。	
7	借上費	貸ビル、マンション、民家等を借り上げた場合の仲介料、敷金、礼金、保険料等は借上費の対象となるか。	仲介料、礼金、保険料等は対象とする。ただし、敷金は対象外とする。	
8	借上費	アパート等で使用する水道・電気・ガス・駐車場代は対象となるか。	労働者宿舎に係る土地・建物の借りに要する費用のうち駐車場代は土地の借上費として対象となるが、電気・水道・ガスは対象とならない。	
9	借上費	アパート等で使用する電化製品等のリース及び買い取り費用は対象となるか。	これらは通常、賃金で賄うことから、対象外となる。	

地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用

Q&A

令和3年7月

	項目	質疑	回答	備考
10	宿泊費	宿泊費の人数等の確認はどのようにするのか。労働者が対象工事従事していたかどうかの確認はどのようにするのか。	受注者から提出される確認書類(宿泊等に伴う全領収書、賃金台帳、作業日報、出勤簿、工事別・労働者別の金額計算書等)により人数及び対象工事に従事していた稼働が確認する。 確認書類により対象工事への従事が確認できなかった場合は、実績変更の対象となりません。	
11	宿泊費	一軒家の購入費用は対象となるのか。また、購入した一軒家に労働者を宿泊させた場合、受注者から労働者に賃貸という形とし、家賃を徴収した場合、この家賃分は宿泊費となるのか。	設計変更の対象としているのは、営繕費のうち労働者宿舍の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用のうち借上費及び宿泊費であるため、購入費は対象外となります。また、労働者から受注者への家賃も対象外となる。	
12	宿泊費	宿泊施設に朝食・夕食付きで宿泊した場合、支払代金に食事代が含まれているが、どのように取り扱うか。	通常の食事代は賃金で賄うものとなるため、「労働者確保に要する間接費」の対象外となる。宿泊費と食事費を分けた領収書の発行を宿泊施設にお願いしてください。	
13	労働者送迎費	労働者送迎費の確認方法はどのようにするのか。	日時、発着場所、燃料消費量、使用車種等が記載された運転日報(集計表等)と領収書で確認する。	
14	労働者送迎費	労働者送迎費に、高速料金も請求できるか。	労働者輸送距離が規定の要件(40km)を満たしているものは対象となる。	
15	労働者送迎費	労働者が自家用車で自宅から現場に通勤した場合、運転手賃金、車両損料、燃料費等は労働者送迎費の対象となるか。	通勤手当として支払われているものは対象外である。ただし、通勤手当とは別に会社から実費費用に応じて支給されている場合は対象となる。	
16	労働者送迎費	労働者を宿泊地から現場まで送迎するレンタカーの費用は労働者送迎費の対象となるか。	対象となる。	
17	赴任手当、帰省旅費	赴任手当帰省旅費について、旅行先の分かる領収書で確認することでよいか。	旅行先(発着地)の分かる領収書での確認となる。また、マイクロバス等で帰省した場合は、運転手賃金、車両損料、燃料費等で算出したもので確認する。	
18	赴任手当、帰省旅費	帰省旅費について、請求できる頻度はあるのか。	頻度は規定していないので、頻度にかかわらず受注者が帰省費用を支払っているのであれば対象となる。しかし、社会通念上の範囲を逸脱している等の疑義が生じるものについては受発注者協議により決定する。	
19	宿泊費	宿泊が長期に渉る場合、労働者宿舍等を借上げた方が安価になるのではないか。	宿泊が長期に渉る場合、事前協議の際に借上費との経済比較等を行い、妥当性の確認を行うこと。	